

農林漁業者が客室延床面積33㎡未満の農林漁業体験民宿を開設する場合の相談・手続き等は以下のとおりとなります。

①窓口機関への相談（会津農林事務所）

「農家民宿」の開設を希望される方は、会津農林事務所企画部までご相談下さい。

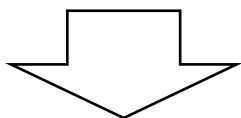
（開設場所、開設時期、開設規模、農業体験の内容等をお聞きいたします。）

※併せて、「農林漁業体験民宿業等の確認申請書」等の様式を配布いたします。

連絡先：会津農林事務所 企画部地域農林企画課

住 所：会津若松市追手町7-5（本館2階）

電 話：0242-29-5369



開設に向けて話が具体的になったら・・・

②関係機関への相談（会津保健福祉事務所（会津保健所））

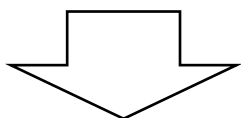
農家民宿開設に向けて話が具体的になったら、会津保健福祉事務所（会津保健所）に手続きや構造基準について相談します。食事を提供する場合も併せて相談します。

注意）家の間取りや台所の設備が分かる平面図、写真などを準備しましょう。

連絡先：会津保健福祉事務所（会津保健所） 生活衛生部衛生推進課

住 所：会津若松市城東町5-12

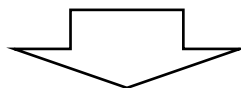
電 話：0242-29-5521（旅館）、0242-29-5516（食品）



③農林漁業体験民宿であることの確認申請（会津農林事務所）

会津農林事務所に、事務取扱要領に基づく申請書（様式第1号）を提出してください。

会津農林事務所は、申請書を受理後、農業委員会への照会等を経て確認書を交付します。



④消防法に関する手続き（各消防本部）

消防署等による防火対象物としての消防法令適合状況の確認や誘導灯の設置義務等の必要が生ずる場合がありますので、必ず平面図等を持参して最寄りの消防本部に出向いて相談してください。

◎会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部
(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)
住所：福島県会津若松市北会津町中荒井字諏訪前 11
電話：0242-59-1400

◎喜多方地方広域市町村圏組合消防本部（喜多方市、北塩原村、西会津町）
住所：福島県喜多方市関柴町上高額字割田 4-1
電話：0241-22-6212

建築基準法

○客室延床面積が33㎡を超えると建築基準法の「旅館」となります。

○建物の新築、増築、改築を伴う場合や宿泊施設の用途変更が100㎡を超える場合、市又は県の建築確認が必要となります。

⑤旅館業法、食品衛生法等に関する手続き（会津保健福祉事務所（会津保健所））

会津保健福祉事務所（会津保健所）で旅館業営業許可申請及び必要に応じて飲食店営業許可申請を行います。

⑥検査（旅館、飲食店）

⑦営業許可証交付

⑧農家民宿開設

任意

○農林漁業体験民宿業者としての登録

申請団体：(財)都市農山漁村交流活性化機構

メリット：登録証、標識が交付される。都市住民へのPR、研修会等への参加